

平成 29・30 年度砺波市入札参加資格審査申請に係る
申請要件及び審査基準の改正について

1 解体工事の新設について（建設工事のみ）

平成 29 年・30 年度砺波市入札参加資格審査において新たに解体工事を追加します。

解体工事の入札参加資格申請に当たっては、同工事の経営事項審査を受けていることが必要です。

建設業法改正の経過措置期間中においては、平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事業の建設業許可を有している場合は、法施行後 3 年間は同許可により解体工事が可能であり、砺波市の発注においても法改正の経過措置期間中（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格があれば、「解体工事」の入札参加資格がなくても、解体工事の入札に参加することが可能です。

入札参加資格の総合数値算定は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の経営事項審査の審査結果に基づき行います。

2 主観的事項に関する申請書の項目の追加について（建設工事のみ）

主観的事項に関する申請書の男女共同参画推進事業所認証取得状況を以下の通り追加する。

【追加項目】

（主観的事項に関する申請書より抜粋）

9 男女共同参画推進事業所認証の取得について

平成 29 年 1 月 1 日現在において富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所認証取扱要領に基づき男女共同参画推進事業所の認定証を取得している。

取得の有無	取得の種類	取得年月日
有・無	男女共同参画推進事業所	平成 年 月 日

（該当する方に○を付けて下さい。）

※「**認定証**」の写しを添付して下さい。

【付与点数】 5 点